

令和8年6月25日

令和8年6月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和8年6月25日（木）午後1時30分から午後2時45分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長 1番 田幡 裕

委員 2番 久米 基敬
3番 岩本 達也
4番 阿部 義明
5番 吉浦 武夫
6番 山口 裕美
7番 上田 敏雄
8番 藤井 利夫
9番 綱木 厚夫
10番 桑内千恵美
11番 廣瀬 茂晴
12番 上田 武志
13番 近久 光雄
14番 大西 佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第18号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
議案第19号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
議案第22号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
議案第23号 非農地証明願について
報告第9号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について
報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第11号 農用地利用集積計画の合意解約について

局 長 ただいまより令和8年6月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局 長 本日の出席委員は、14名全員で定足数に達しており、総会は成立しております。
石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長をお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。
はじめに、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。
石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。
私のほうから指名させていただいてよろしいか。
(異議なしの声あり)
それでは、議事録署名委員は7番、上田敏雄委員、9番、綱木委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議 長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。
議案第18号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第18号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明いたします。
石井町長より、令和8年6月10日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積等促進計画の諮問を求められたものです。農地中間管理権の新規が27件、再設定が0件で、計27件、58筆、67,697㎡となっております。
個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

議案第18号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第19号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案第19号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について説明いたします。

このことについては、地域計画外の農地における農地中間管理権の設定にあたり、農業委員会が公益財団法人徳島県農業開発公社代表理事に対して農用地利用集積等促進計画作成の要請を行うものです。

農地中間管理権の新規5件、5筆、4,485㎡です。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第19号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請は3件です。
(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号８３から８５については、農地法第３条第２項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号８３について、浦庄字下浦の担当であります５番、吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

５ 番 議案第２０号、農地法第３条の規定による許可申請、受付番号８３について説明いたします。

６月１６日に岩本委員と阿部委員及び私で申請地に出向き、譲受人と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、浦庄字下浦〇〇〇番〇、５７５㎡、登記地目が田、現況地目が畑、贈与です。

譲受人の耕作面積は〇〇〇〇㎡で、許可されれば〇〇〇〇㎡となります。

現在は、水稻や柑橘類を栽培し、申請地ではブロッコリーを栽培する計画です。

なお、譲渡人が県外に居住しているため、現在は譲受人が申請地を管理しているとのことでした。

耕作に必要な農機具は、トラクター〇台の外、田植機、コンバイン、軽トラック等を所有しております。

自宅から申請地までの距離は約〇〇〇ｍで、夫婦で年２５０日、農作業に従事します。

以上のことから許可相当と考えます。

審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号８３について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号８３は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号８４について、浦庄字諏訪の担当であります３番、岩本委

員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

- 3 番 議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号84について説明いたします。

6月16日に阿部委員と吉浦委員及び私で申請地に出向き、譲受人と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、浦庄字諏訪〇〇〇番〇が691㎡、登記地目が田、現況地目が畑、諏訪〇〇〇番〇から〇〇〇番〇の3筆は13㎡、1,476㎡、16㎡で登記及び現況地目が田です。

譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏への贈与です。

譲受人は自作地を所有しておりませんが、水稻と自家消費野菜の栽培経験があり、申請地でも同様に耕作するとのことです。

本業のかたわら年間150日、農業に従事します。

耕作に必要な農機具は、トラクター、耕うん機、軽トラックを所有し田植機とコンバインはリースで対応するとのことです。

自宅から申請地までの距離は約〇kmで10分ほどです。

周辺農地に影響が無いよう、地域と協力して耕作するとのことです。

以上のことから許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

- 議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

- 議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号84について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

- 議 長 全員賛成でございますので、受付番号84は原案のとおり決定いたしました。

- 議 長 続きまして、受付番号85について、高原字中須及び平島の担当であります6番、山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

- 6 番 議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号85について説明いたします。

6月15日に藤井会長職務代理と上田敏雄委員、私及び事務局から片岡主幹が申

請地に出向き、委任を受けた行政書士と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高原の字中須が〇〇〇番〇と〇〇〇番〇、登記及び現況地目が畑、計 2, 9 9 8 m²と字平島〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田、4 2 2 m²、〇〇〇番〇、登記及び現況地目が畑、3 2 4 m²の4筆です。

譲渡人は、相続で申請地を取得したものの、高齢で耕作が困難であり、後継者もないことから譲受人に有償で譲渡することになったとのことです。

譲受人は外国籍の方ですが、永住権を取得しております。

耕作証明書によると町外で〇〇〇〇m²の農地を借りており、オクラ、大根、ほうれん草などを栽培しているとのことです。

また、譲受人は町外に居住しておりますが、共同耕作者が申請地の近くに住居兼耕作の本拠を構えており、耕作における問題はないと思われます。

耕作に必要な農機具は、トラクター〇台と軽トラック〇台を所有しており、共同耕作者の倉庫を借りて保管します。

農業従事日数は、本人が年200日、共同耕作者が年250日です。

よって、全ての農地を効率的に耕作できると見込まれるので、許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
(2番、久米委員挙手)

2 番 共同耕作者も外国籍の方ですか。
永住権をお持ちであればよいのですが、在留期間は確認されていますか。
また、共同耕作者の倉庫を借りているということですが、説明願います。

事務局 共同耕作者は外国籍の方です。
この方については、住民票等の提出義務がないので在留期間の確認はできません。

しかし、譲受人は農地所有適格法人ではないものの、農業を主な事業とする合同会社を経営しております。

申請時点では、まだ〇〇氏が倉庫を所有していたので、〇〇氏との貸借契約書の写しが提出されており、共同耕作者への売買手続きを進めているとのことでした。

このことから、耕作には問題がないものと考えております。

6 番 法人の事業内容についてお聞きしたところ、飲食や旅行業なども登記しておりますが、実際には農業関係の事業がほとんどであるとのことです。
全ての申請地が適切に管理されており、許可後も継続して耕作されると見込まれ

ます。

議 長 ほかにご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号８５について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号８５は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第２１号、農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第５条の規定による許可申請に対する意見については１件申請がありました。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号８６については、以上です。

なお、報告第９号、受付番号７２において、これと同一案件の取下願が提出されておりますので、ご確認ください。

申請内容に変更はありませんが、前申請から３ヶ月以上経過し添付書類の差し替えが必要となったため、いったん取り下げて改めて申請することになったものであります。

この経緯につきましては、後に事務局長が説明いたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号８６について、高原字西高原の担当であります藤井会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

８ 番 議案第２１号、農地法第５条の規定による許可申請、受付番号８６について説明いたします。

６月１５日に山口委員と上田敏雄委員、私及び事務局から片岡主幹が申請地に出向き、委任を受けた行政書士と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、〇〇〇〇氏が所有する高原字西高原〇〇〇番〇、６１２㎡と〇〇〇〇氏が所有する〇〇〇番〇、３５５㎡の２筆です。登記地目が田で現況地目は畑とありますが、休耕地となっております。

〇〇〇〇氏は県外に居住しており、〇〇〇〇氏は高齢で農業後継者がいないため農地の管理が困難な状態で、隣接地を事業用地としている譲受人、有限会社〇〇が

新たに資材置場と駐車場を確保する必要があったことから話がまとまり、売買して転用するものです

申請地の南側は町道、西側と北側は農地、東側は譲受人の駐車場兼資材置場です。

擁壁を新設して、南側町道と同程度の高さに造成し、砕石を敷きます。

雨水は地下浸透であり、雨水対策を十分配慮するよう伝えております。

また、周囲にフェンスを設け南側の進入口にゲートを置きます。

本申請に伴い周囲に被害が無いように注意し、万一被害が生じた場合は、転用者の責任において対処することが申請書に明記されております。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

現況調査を行った際、申請地に雑草が繁茂していたので、事務局とともに指導したところ、受任者と譲受人が電話で協議し早急に対応することを確約しました。

なお、本申請は、前申請に問題があったため再申請になったとのことであります。

事務局には、このことについても説明願います。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございました。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号８６の申請地は、令和７年８月に農用地区域から除外されております。
第１種農地であります。概ね５０ｍ以内に３件の住宅地が存在し集落接続しております。

概要につきましては、ただいま藤井会長職務代理が説明されたとおりです。

東側の併用地１，４６１㎡とともに駐車場及び資材置場として利用する計画です。
併用地と申請地を合わせた事業面積は２，４２８㎡です。

併用地は大部分が駐車場ですが、申請地は主として資材置場で利用します。

転用理由は、事業拡大によりトラックの台数や足場材の数量が増えているためで、駐車場及び資材置場の用地確保のため売買し転用するものです。

進入路は南側町道で、幅員は西側が４．２３ｍ、東側は４．１６ｍです。

すでに東側の併用地をユニック車等の駐車場として利用しており、正面道路からの進入に問題はありません。

しかし、前回の申請直後、県道から町道をとおり申請地に至る経路において、譲受人が麻名用水土地改良区の水路に、すきまを空けて鉄板を置いていたことが、道路の通行において危険を生じていると住民の方から指摘されました。

そこで、町道を管理する石井町建設課と麻名用水土地改良区及び譲受人の協議に基づき、用水路にかかる町道等の改良工事を行い、この申請前に問題が解決しました。

周囲は、西側と北側が農地、東側が併用地、南側が町道です。
造成については、新設コンクリート擁壁を設置し、20cmほど盛土して碎石を敷きます。
また、周囲に防護のため新設フェンスを設置します。
雨水は地下浸透です。土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。
近隣の耕作地に被害が無いよう十分配慮し、問題が生じた場合は、転用者の責任で対処することが申請書に明記されております。
麻名用水土地改良区の意見書が交付されております。
預金残高証明書により、転用にかかる資金を確認できます。
農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。
以上です。

議長 ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
（4番、阿部委員挙手）

4 番 麻名用水土地改良区の水路にかかる町道部分の改良は、トラックの通行に対する強度の問題があったのでしょうか。工事により問題は解決しているのでしょうか。

事務局 強度的な問題はなかったとのことですが。
用水上の町道を曲がるときに幅員が不足していたので、鉄板を敷いていたのですが、取水口管理のため、あえて床板との間に隙間を空けていました。
トラックは車輪が大きいので隙間があっても問題はありませんでしたが、一般車両が夜間に通行する際、隙間に気づかずタイヤが落ちて事故が起きました。
そこで、床板を改良し、取水部分に開閉可能なグレーチングを設置して問題を解決したとのことですが。

4 番 かなりの規模の施工となったと思われますが、工事費は誰が負担したのでしょうか。
また、グレーチング部分を開けるとのことですが、通行上の問題は無いのでしょうか。

事務局 工事費は譲受人が負担しましたが、本申請に影響するような資金的な問題はないとのことですが。
グレーチングの設置部分は大型車両が曲がる際にタイヤがかかっていた部分なので、通常の車両の通行に影響はありません。グレーチングを開けて管理するのは、

水路のつまりを直すなどのときであり、開けっぱなしになることはないとのことです。

議 長 ほかに、ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号８６について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号８６は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第２２号、農地法第５条の規定による許可の取消願について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第５条の規定による許可の取消願については１件申請がありました。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号８８については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号８８について、藍畑字高畑東の担当であります１０番、桑内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

１０番 議案第２２号、農地法第５条の規定による許可の取消願、受付番号８８について説明いたします。

６月２２日に綱木委員と廣瀬委員、私が申請地に出向き、委任を受けた行政書士と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地については、議案書に記載されているとおりです。

譲渡人と譲受人で契約に対する認識に齟齬があったことから売買を見直すことになり、許可を取り消すことで一致したとのことです。

申請地は、まだ着工されておらず休耕地でありました。

以上のことから、本取消願を認めることに問題はないと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの担当地区委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたし

ます。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号８８について、許可の取り消しが妥当とみなす確認書を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号８８は許可の取り消しが妥当とみなす確認書を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第２３号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については１件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号８７については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号８７について、藍畑字高畑東の担当であります１０番、案内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

１０番 議案第２３号、非農地証明願、受付番号８７について説明いたします。

６月２２日に綱木委員と廣瀬委員、私が申請地に出向き、委任を受けた行政書士と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地については、議案書に記載されているとおりです。

昭和４４年に撮影された空中写真に建物が写っております。

私自身も２０年以上前から申請地区に居住し、建物敷地となっていたことを確認しております。

よって、非農地証明書の交付に問題はないと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号８７の申請地は、線引き前からの宅地であり農用地区域内の土地でないことが証明されております。

農地の種別は第２種農地です。

概要につきましては、ただいま桑内委員が説明されたとおりです。

申請地は、昭和25年に物置の敷地となり、東に隣接する宅地と一体で住宅地として利用されてきたとのこと。

少なくとも20年以上前からこの状態であったことは、昭和44年5月1日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

現在は住宅と物置の敷地となっており、農地への復元は著しく困難です。

土地改良区及び水利組合の管轄する区域でない旨の誓約書が提出されております。

よって非農地証明書の交付は、やむをえないものと考えられます。

以上です。

議 長 ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（7番、上田敏雄委員挙手）

7 番 昭和44年の空中写真に写っていた建物は、現存していない可能性があります、この点はどうなのでしょう。

10番 当時の建物が残っているのかはわかりませんが、申請地上の建物は、20年以上前から変わっていないと考えます。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

（質問、意見なし）

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号87について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成でございますので、受付番号87は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第9号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願については、1件受理しました。

報告第10号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、3件受理しました。

報告第11号、農用地利用集積計画の合意解約については、3件受理しました。
報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
 (13番、近久委員挙手)

13番 報告第10号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出において、工場敷地として約4,000㎡が工場敷地として転用されます。
 以前、この近くで工場用地として届出があったものの、周囲の反対により届出受理取消となった案件がありました。
 申請地の位置等において問題はないのでしょうか。

事務局 個々の問題で届出案件が中止となることはありますが、申請地が都市計画における工業地域に属しておりますので、届出がされれば受理する必要があります。

議 長 今回の申請地は、南北の工場用地に挟まれており、騒音対策等のためか十分な敷地面積を確保しているので、位置的には問題が起こる可能性は低いのではないのでしょうか。

議 長 ほかに、発言のある方は挙手をお願いいたします。
 (発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
 それでは只今をもちまして、令和8年6月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思います。慎重審議ありがとうございました。